資料４

議事2）
令和8年度の連絡協議会の活動計画（案）

＜第23回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

令和8年7月24日（金）

＜目 次＞

1. 広報の目的等
2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容（案）
3. 令和8年度の広報の取組み
4. 注力・検討する取組み
5. 継続的な取組み

1. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度の設立当初より、取組みの一体感や継続性、浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っている。

連絡協議会が目指す広報

老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、悪質な重量超過車両の走行を抑止すること。

統一キャッチコピー（主）
（ポジティブ）
▶ **重量守り、道路を守ろう。**

統一キャッチコピー（副）
（ネガティブ）
▶ **重量超過、道路劣化。**

統一イメージ
（劇画風タイヤイラスト）
▶



2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容（案）

課題❶：社会一般に対する特車制度の周知

昨年度までに確認した具体的な課題内容
➢ 社会一般における道路の老朽化問題や特車制度の認知度は向上の兆しを見せているものの、5～6割程度で推移していることから、更なる認知度向上のために継続的な広報活動の実施が必要である。 ➢ 協会等非加盟の荷主・事業者に限定して啓発を行う手段がないため、社会一般への包括的な啓発活動を強化することで、協会等非加盟者に対する啓発活動を同時並行的に実施する。

対象者	実施内容
社会一般	① ラジオCM（複数局）による広報 ② イラスト動画の作成・展開 ③ 連絡協議会委員主催のイベントへの参画 ④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布 ⑤ SNS（特車情報X）の活用拡大
運送事業者等	⑥ 連絡協議会委員（関係企業団体）が発行する機関誌等への寄稿 ⑦ クレーンオペレータアンケート調査

※赤字は注力、または検討を進める事項

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容（案）

課題❷：協会等へ非加盟の事業者に対する広報手段

昨年度までに確認した具体的な課題内容
➢ 協会等非加盟の事業者を限定して啓発活動を行う手段がないため、加盟・非加盟を限定せず、広く啓発活動を継続して実施することが必要である。

対象者	実施内容
運送事業者等	① 整備管理者研修等での情報発信 ② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布 ③ 特車メーカーを通じたチラシ配布 ④ 運送事業者（協会加盟者・非加盟者）の参加が想定される講習会等を通じた説明会の実施、説明資料等の配布 ⑤ 連絡協議会委員への広報ツール等提供の検討

※赤字は注力、または検討を進める事項

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容（案）

課題❸：違反車両の交通安全対策

昨年度までに確認した具体的な課題内容
➢ 大型車両が関係する交通事故は社会的な影響が大きくなりやすいため、交通安全対策の継続が必要である。

対象者	実施内容
運送事業者等	①警察署窓口・取締・違反者講習会・交通安全キャンペーン等でのチラシ配布 ②大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布 ③合同取締作業部会と連携した広報

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容（案）

課題❹：荷主の法令遵守に向けた対策

昨年度までに確認した具体的な課題内容
➢ 発注者からの急な作業指示や荷主都合の積荷・経路に関わる変更指示等を経験するドライバーが多い状態で推移していることから、荷主に対する啓発活動を継続・拡大する必要がある。



対象者	実施内容
荷主・受注者	① 荷主（協会加盟者・非加盟者）の参加が想定される講習会等を利用した説明会の実施、説明資料等の配布 ② 荷主団体へのチラシ等配布 ③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布 ④ 自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布 ⑤ 連絡協議会チラシを通じた荷主への啓発

※赤字は注力、または検討を進める事項

2. 大型車通行適正化に向けた課題と対応内容（案）

課題❺：特車申請の審査期間短縮

昨年度までに確認した具体的な課題内容
➢ 特殊車両の審査について、昨年度の迅速化についての議論の中で、道路管理者における課題等が確認されたため、引き続き特車通行手続きの統一化・適正化に向けた取組みが必要である。 ➢ 特車確認制度の利用率が低い状態で推移しているため、手続き全体の迅速化を図るためにも、確認制度自体の整備や利用促進を継続的に実施する必要がある。

対象者	実施内容
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換
申請者	② 申請手続きの適正化等（審査の効率化に資する対応等）への意見交換 ③ 行政書士会を通じた申請者へのチラシ等配布

3. 令和8年度の取組み内容（案）

2で整理した各課題に対する取組み内容（案）について、対象者別に下表のとおり整理した。

対象者	No.	実施項目
荷主・受注者	（1）	❹-① 荷主（協会加盟者・非加盟者）の参加が想定される講習会等を利用した説明会の実施、説明資料等の配布
	（2）	❹-② 荷主団体へのチラシ等配布
	（3）	❹-③ 工事安全協議会を通じたポスター配布
	（4）	❹-④ 自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布
	（5）	❹-⑤ 連絡協議会チラシを通じた荷主への啓発
運送事業者等	（6）	❶-⑥ 連絡協議会委員（関係企業団体）が発行する機関誌等への寄稿
	（7）	❶-⑦ クレーンオペレータアンケート調査
	（8）	❷-① 整備管理者研修等での情報発信
	（9）	❷-② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布
	（10）	❷-③ 特車メーカーを通じたチラシ配布
	（11）	❷-④ 運送事業者（協会加盟者・非加盟者）の参加が想定される講習会等を通じた説明会の実施、説明資料等の配布
	（12）	❷-⑤ 連絡協議会委員への広報ツール等提供の検討
	（13）	❸-① 警察署窓口・取締・違反者講習会・交通安全キャンペーン等でのチラシ配布
	（14）	❸-② 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布
	（15）	❸-③ 合同取締作業部会と連携した広報
	（16）	❺-① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換
	（17）	❺-② 申請手続きの適正化等（審査の効率化に資する対応等）への意見交換
	（18）	❺-③ 行政書士会を通じた申請者へのチラシ等配布
社会一般	（19）	❶-① ラジオCM（複数局）による広報
	（20）	❶-② イラスト動画の作成・展開
	（21）	❶-③ 連絡協議会委員主催のイベントへの参画
	（22）	❶-④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布
	（23）	❶-⑤ SNS（特車情報X）の活用拡大

【凡例】 注力・検討する取組

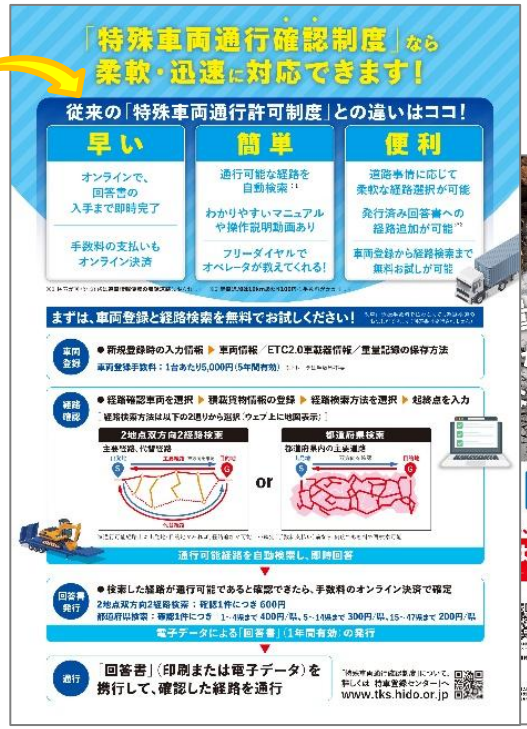
4. 注力・検討する取組み

(5)連絡協議会チラシを通じた荷主への啓発

▸連絡協議会が作成するチラシの裏面を荷主と関連する内容・デザインとすることで、荷主への啓発強化を検討する。

荷主への啓発内容等









4. 注力・検討する取組み

(12)連絡協議会委員への広報ツール等提供の検討

▸連絡協議会委員へチラシ・特車図鑑・ぬり絵・特車制度説明資料等の広報ツールの提供を検討する。

特殊車両図鑑

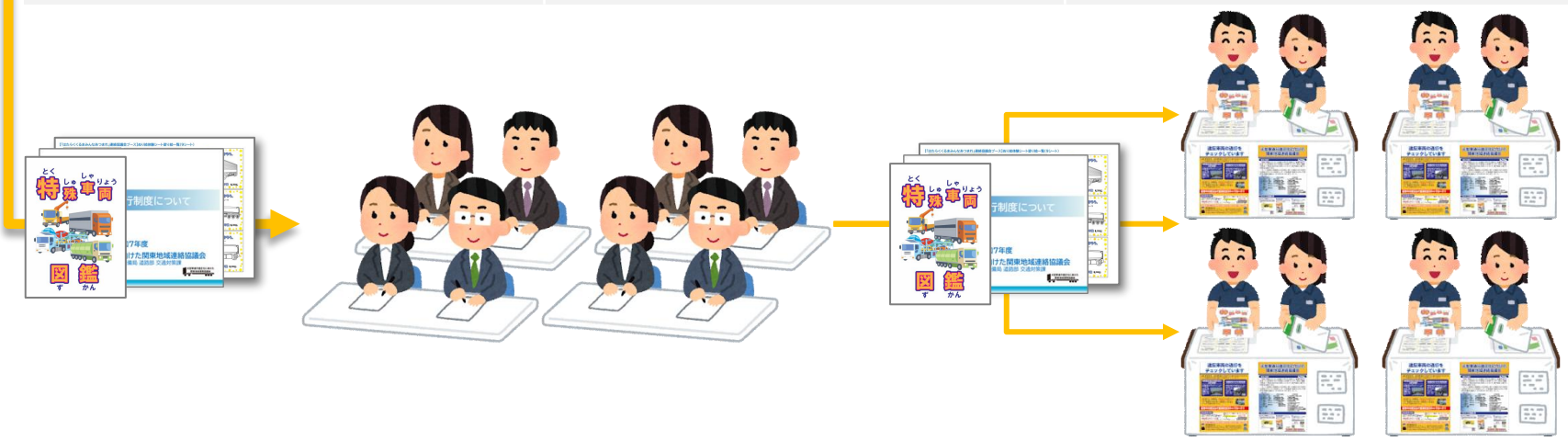


塗り絵



説明資料





4. 注力・検討する取組み

(20)イラスト動画の作成・展開

▸ラジオCMの音声を活用したイラスト動画等を作成し、連絡協議会委員へ配布することで、イラスト動画を用いた広報の拡大を検討する。

	【参考：昨年度のCM内容】
BGM♪	♪BGM
（女性）	（相手に優しく問いかけるイメージで） さて、突然ですが、大型車両のドライバーのあなたにお願いがあります。 道路には重量制限があるのはご存じですか？ 重量をオーバーする車両の通行には、 「特殊車両通行手続き」が必要となり、 その手続きをしない通行は法律違反になります。 荷主、運送事業者、ドライバー、それぞれに罰則が科される場合もあります。 法律違反とならないためにも、重量制限を超える際は「特殊車両通行手続き」を。 （一拍おいて） “重量守り、道路を守ろう。” 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」です。





SNS



HP



デジタルサイネージ

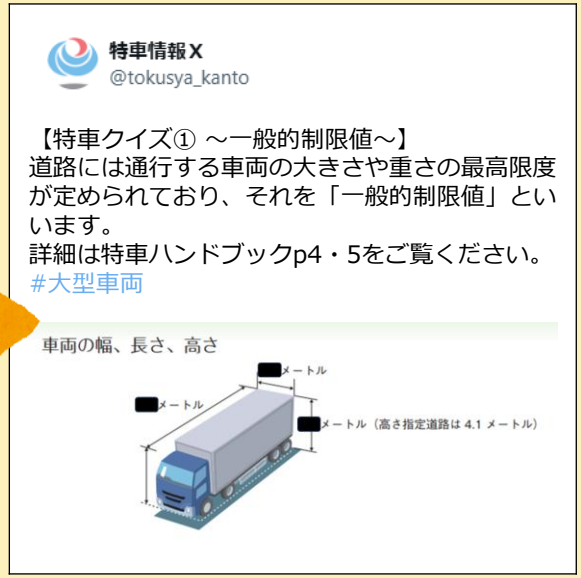
4. 注力・検討する取組み

(23)SNS(特車情報X)の活用拡大

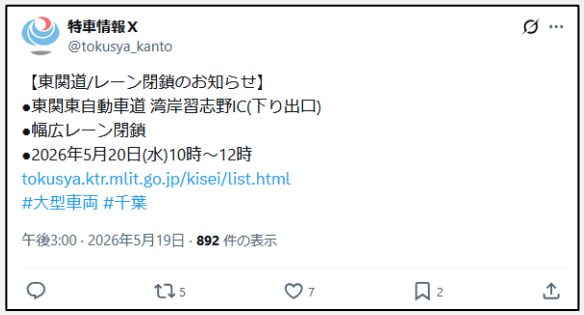
▶規制情報、イベントとの連携、啓発情報等、継続的な情報発信の他、新たな発信の拡大や更なる協議会HPとの連携を検討する。







継続的な発信内容等









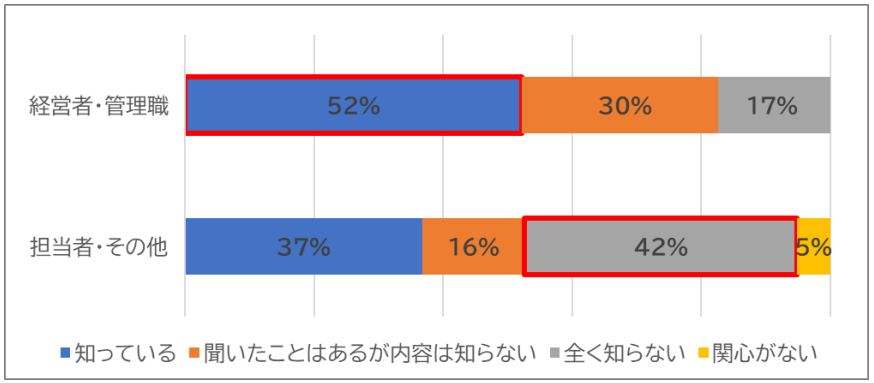
5. 継続的な取組み

(1)荷主(協会加盟者・非加盟者)の参加が想定される講習会等を利用した説明会の実施、説明資料等の配布

荷主都合の変更指示が増加したことや、特車制度の詳細な内容に関する理解度が低い傾向にあったことから、荷主協会が主催する講習会や荷主の参加が想定されるセミナー等を利用して特車制度の説明会の開催、または説明資料の配布を継続し、荷主全体へ啓発を進める。

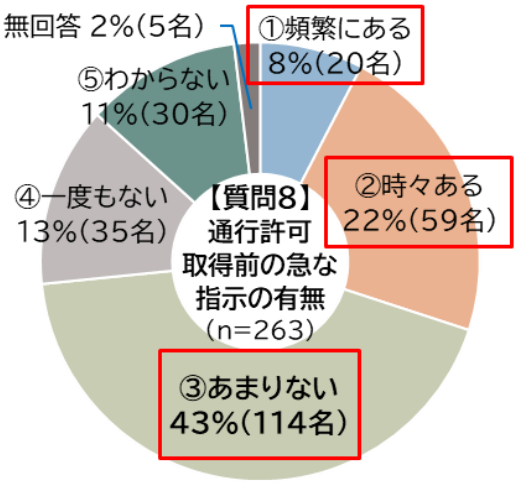
令和7年度の荷主説明会アンケート調査結果

【質問12】特殊車両通行の条件として、夜間通行条件(21時～翌6時等)を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがありますが、ご存知ですか？

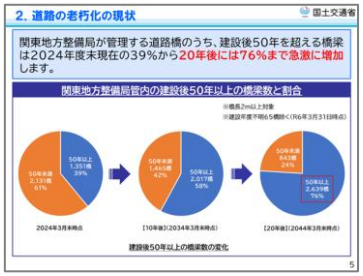


令和7年度のクレーンオペレータアンケート調査結果

【質問8】 発注者から通行許可証取得前に急な現場作業等の指示がありますか？











令和7年度の説明会資料(一部抜粋)

5. 継続的な取組み

(2)荷主団体へのチラシ等配布

荷主団体である協会等へチラシの配布を行う。

事務局



荷主団体
- 建設業界
- 産廃業界

(3)工事安全協議会を通じたポスター配布

国道事務所の工事安全対策協議会等を通じて、連絡協議会ポスターを各工事現場等に掲示依頼し、出入り関係業者、現場作業員にまで周知する。

- 東京国道事務所 工事安全対策協議会
- 千葉国道事務所 工事等安全対策協議会
- 横浜国道事務所 工事安全対策協議会
- 大宮国道事務所 工事安全対策協議会
- 都県・政令市及び高速道路会社 工事安全対策協議会



R7連絡協議会ポスター

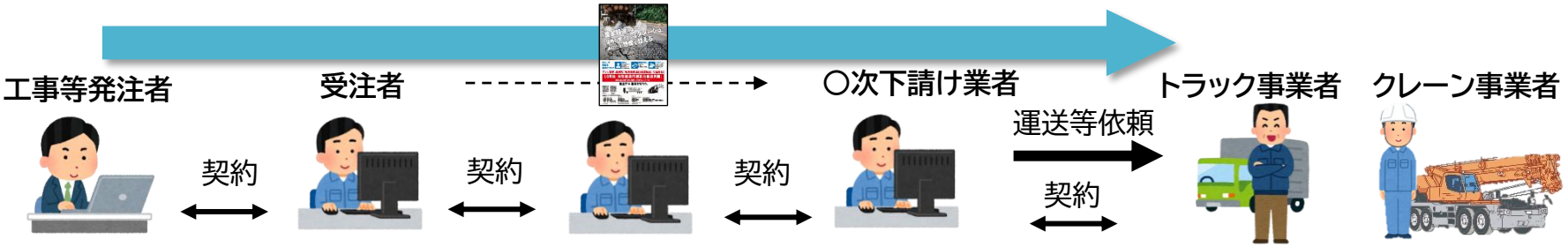
工事現場をはじめ工事業者の支店、営業所等で展開



5. 継続的な取組み

(4)自治体の工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布

自治体等の工事発注部署へチラシの配布を依頼し、出入り業者・現場作業員まで周知する。



(6)連絡協議会委員(関係企業団体)が発行する機関誌等への寄稿

各トラック協会及び全国クレーン建設業協会各支部が発行する機関誌・メルマガ等により会員事業者へ「大型車通行適正化推進月間」を周知する。

【今年度の実施予定①】

機関誌「トラック時報」等に連絡協議会が実施する啓発活動等について記事を掲載する予定。



(調整中)

- (一社)東京都トラック協会
- (一社)千葉県トラック協会
- (一社)神奈川県トラック協会
- (一社)埼玉県トラック協会

【今年度の実施予定②】

クレーン建設業協会の各支部に加盟している企業へのチラシ配布を予定。

(調整中)

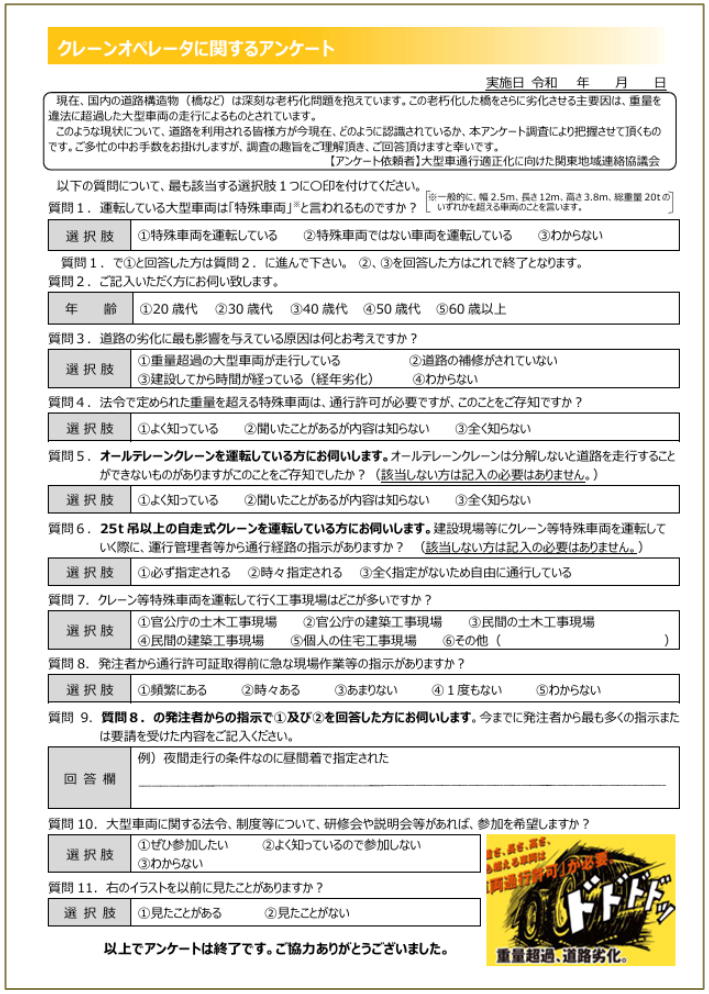
- (一社)全国クレーン建設業協会東京支部
- (一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部
- (一社)全国クレーン建設業協会千葉支部

5. 継続的な取組み

(7)クレーンオペレータアンケート調査

クレーン建設業協会の各支部の法定講習において、クレーンオペレータを対象にアンケート調査を実施する。

実施予定	
(一社) 全国クレーン建設業協会 東京支部 (埼玉含む)	(一社) 全国クレーン建設業協会 栃木支部
(一社) 全国クレーン建設業協会 神奈川支部	(一社) 全国クレーン建設業協会 群馬支部
(一社) 全国クレーン建設業協会 千葉支部	(一社) 全国クレーン建設業協会 茨城支部



クレーンオペレータに関するアンケート

実施日 令和　年　月　日

現在、国内の道路構造物（橋など）は深刻な老朽化問題を抱えています。この老朽化した橋をさらに劣化させる主要因は、重量を違法に超過した大型車両の走行によるものとされています。
このような現状について、道路を利用される皆様方が今現在、どのように認識されているか、本アンケート調査により把握させて頂くものです。ご多忙の中お手数をお掛けしますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご回答頂けますと幸いです。
【アンケート依頼者】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

以下の質問について、最も該当する選択肢１つに○印を付けてください。

質問１．運転している大型車両は「特殊車両」※と言われるものですか？ ※一般的に、幅 2.5m、長さ 12m、高さ 3.8m、総重量 20t のいずれかを超える車両のことを言います。

選択肢	①特殊車両を運転している　②特殊車両ではない車両を運転している　③わからない

質問１．で①と回答した方は質問２．に進んで下さい。②、③を回答した方はこれで終了となります。

質問２．ご記入いただく方にお伺い致します。

年　齢	①20 歳代　②30 歳代　③40 歳代　④50 歳代　⑤60 歳以上

質問３．道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？

選択肢	①重量超過の大型車両が走行している　②道路の補修がされていない ③建設してから時間が経っている（経年劣化）　④わからない

質問４．法令で定められた重量を超える特殊車両は、通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？

選択肢	①よく知っている　②聞いたことがあるが内容は知らない　③全く知らない

質問５．**オールテレーンクレーンを運転している方にお伺いします。**オールテレーンクレーンは分解しないと道路を走行することができないものがありますがこのことをご存知でしたか？（該当しない方は記入の必要はありません。）

選択肢	①よく知っている　②聞いたことがあるが内容は知らない　③全く知らない

質問６．**25t 吊以上の自走式クレーンを運転している方にお伺いします。**建設現場等にクレーン等特殊車両を運転していく際に、運行管理者等から通行経路の指示がありますか？（該当しない方は記入の必要はありません。）

選択肢	①必ず指定される　②時々指定される　③全く指定がないため自由に通行している

質問７．クレーン等特殊車両を運転して行く工事現場はどこが多いですか？

選択肢	①官公庁の土木工事現場　②官公庁の建築工事現場　③民間の土木工事現場 ④民間の建築工事現場　⑤個人の住宅工事現場　⑥その他（　　）

質問８．発注者から通行許可証取得前に急な現場作業等の指示がありますか？

選択肢	①頻繁にある　②時々ある　③あまりない　④１度もない　⑤わからない

質問９．**質問８．の発注者からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。**今までに発注者から最も多くの指示または要請を受けた内容をご記入ください。

回答欄	例）夜間走行の条件なのに昼間着で指定された

質問 10．大型車両に関する法令、制度等について、研修会や説明会等があれば、参加を希望しますか？

選択肢	①ぜひ参加したい　②よく知っているので参加しない ③わからない

質問 11．右のイラストを以前に見たことがありますか？

選択肢	①見たことがある　②見たことがない

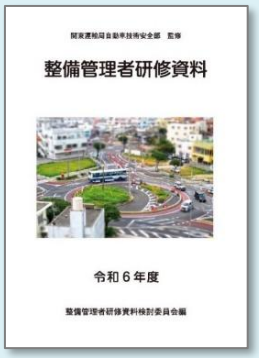
以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

＜クレーンオペレータ向けアンケート(紙媒体)＞

5. 継続的な取組み

(8)整備管理者研修等での情報発信

運送業者が参加する整備管理者研修等において、関東運輸局を通じて、チラシを用いた連絡協議会に関する情報発信を依頼する。



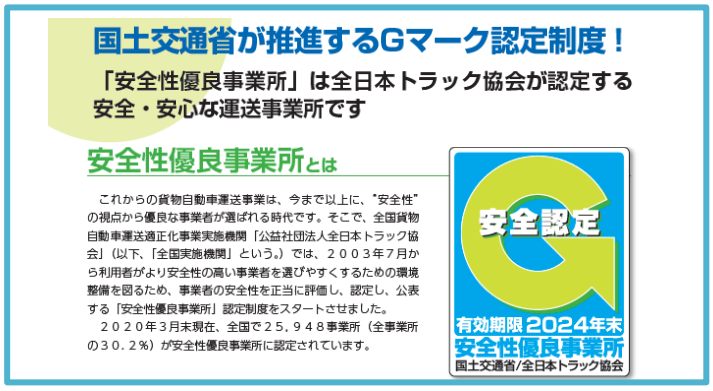


〈過年度の実施状況〉

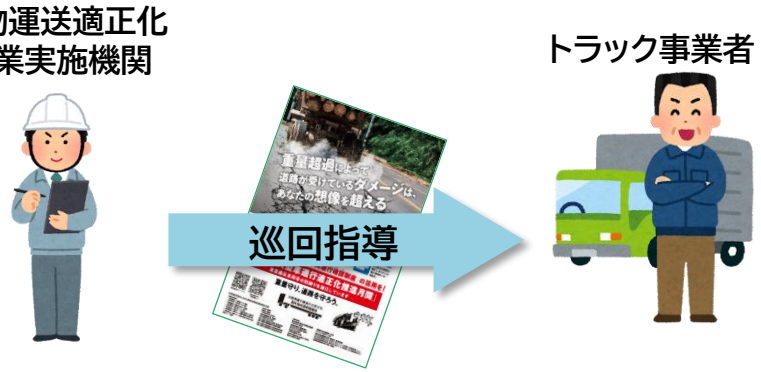


(9)運送事業適正化機関を通じたチラシ配布

貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、巡回指導時に連絡協議会チラシ等の配布を依頼する。



〈出典：(一社)全日本トラック協会ホームページ〉



5. 継続的な取組み

(10)特車メーカーを通じたチラシ配布

特車メーカーを通じて、納車時に連絡協議会チラシ等の配布を依頼する。

(11)運送事業者(協会加盟者・非加盟者)の参加が想定される講習会等を利用した説明会の実施、説明資料等の配布

協会等への加盟・非加盟を問わず、運送事業者の参加が想定される講習会等を通じた特車制度説明会の実施や説明資料の配布を行う。





(13)警察署窓口・取締・違反者講習会・交通安全キャンペーン等でのチラシ配布

連絡協議会委員を通じ、1都3県エリアで実施される取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンにおいて、連絡協議会のチラシ設置または配布を依頼する。





〈過年度の実施状況〉

5. 継続的な取組み

(14)大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布

連絡協議会委員一体での取組であることを示すため、大型車両の通行適正化に関する取組として、大型車両の事故防止等に関するPRを実施する。
今年度実施するPRの内容については、合同取締作業部会にて検討する予定。





(15)合同取締作業部会と連携した広報

取締強化月間や集中取締期間等の広報を連絡協議会ポスター・チラシや情報板で実施する。







〈過年度実施事例〉

5. 継続的な取組み

(16)個別協議期間の短縮や審査内容の統一等への意見交換

連絡協議会の下部組織として道路管理者と申請者により構成する迅速化検討部会を設置しており、今年度も個別協議期間の短縮等に向けて、審査者(道路管理者)間で意見交換を行う。

(17)申請手続きの適正化等(審査の効率化に資する対応等)への意見交換

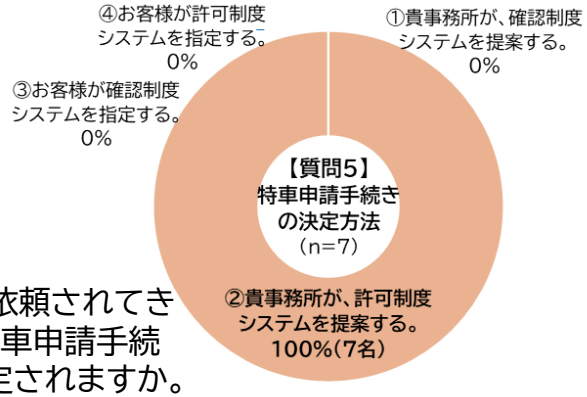
連絡協議会の下部組織として道路管理者と申請者により構成する迅速化検討部会を設置しており、今年度も特殊車両通行手続きの適正化に向けて、申請者と審査者(道路管理者)が建設的な意見交換を行う。



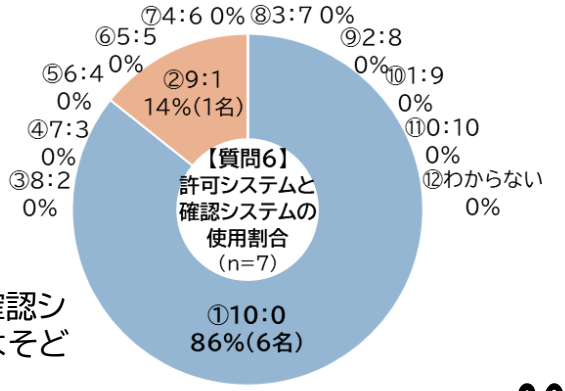
〈過年度の実施状況〉

(18)行政書士会を通じた申請者へのチラシ等配布

過年度に実施したアンケート結果において、申請方法として通行許可システムが主流となっていると判明した行政書士会を通じ、チラシ配布等により確認制度の周知を含めた広報を行う。



【質問5】
特車申請手続きを依頼されてきたお客様に対し、特車申請手続きはどのように決定されますか。



【質問6】
通行許可システムと通行確認システムの使用割合はおおよそどのくらいですか。

5. 継続的な取組み

(19)ラジオCM(複数局)による広報

連絡協議会の活動エリアを聴取可能エリアとしてカバーする放送局において、40秒のラジオCMを放送する予定。

【今年度の実施予定】

10月の「大型車通行適正化推進月間」において、40秒のラジオCMを放送する。

令和8年10月						
日	月	火	水	木	金	土
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

【CM放送日程】

10月23日(金)、24日(土)、25日(日)を予定

【参考:昨年度のCM内容】

BGM♪	♪BGM
(女性)	(相手に優しく問いかけるイメージで) さて、突然ですが、大型車両のドライバーのあなたにお願いがあります。 道路には重量制限があるのはご存じですか？ 重量をオーバーする車両の通行には、 「特殊車両通行手続き」が必要となり、 その手続きをしない通行は法律違反になります。 荷主、運送事業者、ドライバー、それぞれに罰則が科される場合もあります。 法律違反とならないためにも、重量制限を超える際は「特殊車両通行手続き」を。 (一拍おいて) “重量守り、道路を守ろう。” 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」です。



5. 継続的な取組み

(21)連絡協議会委員主催のイベントへの参画



連絡協議会委員主催のイベント参画して、啓発ポスター及び特殊車両図鑑等による広報活動を実施する。
また、啓発ポスターの閲覧者等に対して、Webアンケート調査を実施する。

【昨年度の実施事例①】

「秋の全国交通安全運動キャンペーン」
令和7年9月24日(水)に開催した中日本高速道路株式会社東京支社主催の**「秋の全国交通安全運動キャンペーン」(会場:海老名SA)**に連絡協議会として参画した。

✓ 啓発パネルの掲示
✓ 特殊車両図鑑の配布
✓ 連絡協議会チラシの配布　等





【昨年度の実施事例②】

**「『土木の日特別企画』
～はたらくくるまみんなあつまれ～」**
令和7年11月16日(日)に開催した千葉市主催**「『土木の日特別企画』～はたらくくるまみんなあつまれ～」(会場:千葉市役所)**に連絡協議会としてぬり絵ブースに参画した。
✓ 啓発パネルの掲示
✓ 特殊車両図鑑・ぬり絵・チラシの配布
✓ アンケート調査　等





委員の皆さまへのお願い

- 連絡協議会が参画可能なイベントに関するご提案をお願いします。

5. 継続的な取組み

(22)連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布

委員の皆さまへのお願い

- 昨年度に引き続き、チラシ及びポスターの設置・掲示のご協力をお願いします。
  デザインを更新し、ポスターはB2サイズ(縦・横)の印刷版及びデータを配布する予定です。
  配布枚数調査にご回答をお願いいたします。(別紙1:8/7(金)正午 締切)
- 集中期間(適正化推進月間及び重点広報期間)終了後、設置状況(写真)やチラシの配布数の調査にご協力ください。



【R7年度ポスター】⇒R8年度更新予定







過年度のチラシ・
ポスター展開例





